

## 市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	辻堂 666号線	辻堂五丁目5665番11地先	4.5	19.6
		辻堂五丁目5665番7地先		
2	辻堂 667号線	辻堂東海岸二丁目7422番109地先	4.5	22.5
		辻堂東海岸二丁目7422番112地先		
3	辻堂 668号線	辻堂三丁目6109番48地先	5.0	31.9
		辻堂三丁目6109番41地先		
4	辻堂 669号線	辻堂三丁目6109番25地先	5.0	12.5
		辻堂三丁目6109番34地先		
5	村岡 583号線	弥勒寺字前河内100番3地先	5.5	123.6
		高谷字前河内108番1地先	~ 8.9	
6	藤沢 768号線	藤沢字中横須賀1015番4地先	4.0	263.5
		藤沢字中横須賀943番4地先	~ 6.0	
7	明治 521号線	羽鳥一丁目115番1地先	4.0	179.0
		羽鳥一丁目70番10地先	~ 4.1	

8	六会	亀井野字狼谷 9 2 4 番 1 8 地先	4.5	29.1
	8 9 8 号線	亀井野字狼谷 9 2 4 番 2 3 地先		
9	六会	西俣野字北窪 3 0 6 番 2 5 地先	6.0	79.5
	8 9 9 号線	西俣野字北窪 3 0 6 番 1 5 地先		
1 0	六会	亀井野字下屋敷添 1 6 0 2 番 5 地先	6.0	117.6
	9 0 0 号線	亀井野字下屋敷添 1 6 0 2 番 1 地先		
1 1	藤沢 5 号	藤沢字中横須賀 9 4 4 番 1 地先	2.0	15.5
	歩行者専用道	藤沢字中横須賀 9 4 6 番 2 地先		

#### 提案理由

辻堂 6 6 6 号線ほか 1 0 路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により提出する。

#### 参 考

##### 道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第 1 0 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。